オーストリアの職会制度

(形式的には2院制だが, 立法権については国民議会(第1院)が大きな権限を有する。

国民議会(第1院)

183 職席

比例代表制·直接選举、任期5年

・主な機能・権限

(1)連邦法の制定(法案提出を含む)

(2)内閣又は個別の閣僚の不信任決議

(3)政府に対する書面・口頭での質問

(4)政治的決議の採択

(5)会計検査院を通じた予算執行調査

(6)国政調査

阿剛

政党別に院内会派を構成。議長団(第1~3議長)と各会派の長(院内総務)からなる幹部会が議院運営の中核となり、日程等の基本方針を定め、議事を調整する。

連邦議会(第2院)

▶ 62議席

各州議会から各州の人口比に従い選出,各議員の任期は州議会任期に一致

主な機能・権限

(1)国民議会への法案提出

(2)国民議会が可決した法案への同意・異議申立

P 州や連邦議会自体の権限を制限する事項は連邦議会の同意が必要。

イ 上記以外は連邦議会が異議を申し立てても国民議 会で再可決されれば成立。 (注)連邦予算関連法案は専ら国民議会の権限とされ, 連邦議会の同意は不要。

(3) 政治的決議の採択

(4)政府に対する書面・口頭での質問

(5)国政調査

阿厘

国民議会とほぼ同様

連邦会議:

国民議会と連邦議会が 連邦大統領の就任宣誓式,同大統領の罷免・訴追などに関する事項については, 合同で連邦会議を開く。

オーストリア内政の現状

1. 政権の構成

2007年1月以来、社会党(SPOe)と国民党(OeVP)の大連立

2. 主な政治課題

(1)EU加盟(ユーロ参加)国債務危機

EFSF(欧州金融安定ファシリティー)等を通じた債務国への融資・保証について、連立与党と緑の党は賛成、自由党や未来同盟といった「右派」政党は原則的に反対。

(2)徴兵制

SPOe、特にダラボス国防相が徴兵制(※)廃止を主張、OeVPはこれに反対。

(※)6ヶ月。代替義務としての文民奉仕活動は9ヶ月。

(3) 富裕税

SPOeが高額資産に対する新税導入を提案, OeVPは反対しているが、高額所得者の所得税率を引上げるべきとの対案も浮上。

(4)教育改革

OeVPは大学授業料再導入を支持, SPOeはこれに反対。他方、SPOeが中・高等教育の一元化(ミギムナジウムの廃止)を提案し、OeVPはこれに反対。

(5)腐敗

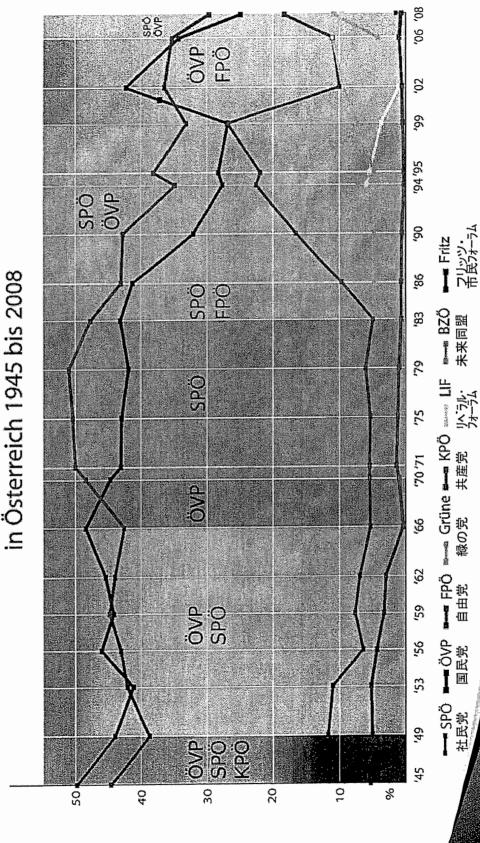
墺テレコム(内務省による通信インフラ調達等)、連邦住宅公社売却,ユーロファイター調達,ロシア人投資家への墺国籍の付与、連邦鉄道の政府広報等をめぐり、先ず右派政党や国民党、次いで社民党の政治家の汚職が疑われている。

3. 次期国民議会選挙

次期選挙は2013年(秋)に予定。FPOeがどの程度支持を高め, 政権に就くかが焦点。 なお,「オ」は既に原発廃止を決めており,福島原発事故は内政に影響を与えず

戦後オーストリア政治の変遷(2)

国民議会選挙結果と連立組合せ Nationalratswahl-Ergebnisse und Regierungskonstellationen



出典: Wikimedia Commons

■ SPÖ 社民党

オーストリア絡浴について(ポイント)

※データは「足下」以外は2010年のもの。

財政・金融

720

[GDP]

(約33兆円:1€=116円) 2,862億ユーロ

- 人あたりGDP (編号)平面 はEU第4位。 足下の成長率はユーロ圏平均を上回る。



制

付加価値税率は原則20%(軽減税率あり)

財政赤字と債務残高はユーロ圏平均を下回る。

区

国債の格付けはAAAを維持。

法人税率は25%。

EUでは最低。

足下は3%台後半で推移。

労働所得に対する税・社会保険料負担が高いとされる。

虚 倒

東欧諸国向け銀行貸付残高に占めるシェアが大きい。

찞

劉

産業・エネルギー

※ECBの物価安定の定義「2%末満であるがその近辺」を超過。

足下は3%台後半で推移。

[扫

金属、機械、食品のウェイトが高い。 自動車関連、

貿易収支は赤字基調、サービス収支は黒字で推移。 サービス収支のうち、旅行収支の黒字幅が大きい。

近年、経常収支は黒字で推移。

国際収支】





再生可能エネルギーに積極的。固定価格買取制度あり。 天然ガス関連の事業を積極的に推進。

國

[観 光]

外国人訪問者数は年間約2,200万人(日本人は約21万人)

対アジアは1割程度。中国の割合が最大(次は日本)

主要輸出品目は機械、化学製品、輸送用機器、 対Eし加盟国が了割超。ドイツの割合が最大。

ニッチ分野で世界をリードする企業が散見。

[労使関係]

企業と労働者は各利益団体への加入が強制。

【エネルギー】

原子力のエネルギー利用を禁止。反原発政策を徹底。

-527

平成23年10月3日 国立国会図書館 調査及び立法考査局 政治議会調査室・課

オーストリア共和国の議会概要

1. 政治体制

大統領を元首とする共和制を採用している。大統領は任期6年で国民の直接選挙によって選出される。ただし、連続三選は認められない。大統領の解任には、議会両院の合同会議である連邦会議において解任のための国民投票の実施が決議され、国民投票において解任が承認されることが必要である。

大統領は、首相を任意に任免することができるが、通常、首相には下院第一党の首相候 補者が任命される。また、首相の提案に基づき、副首相その他の大臣を任免することがで きる。

大統領は議会下院を解散することができる。また、下院自らが法律によって解散を議決することもできる。国民投票において大統領の解任の提案が拒否された場合にも、下院は解散される。下院が決議によって首相以下の政府全員又は個々の大臣の信任を拒否した場合には、政府又は大臣は解職される。

9 つの州よりなる連邦制をとっており、上院は各州の代表で組織される。ただし、上院の権限は弱く、原則として法案の成立を遅らせることができるだけである。

現在の大統領は、2004年7月に就任し、2010年4月に再選された社会民主党のハインツ・フィッシャー大統領である。現在の政権は、2008年12月に成立した社会民主党のヴェルナー・ファイマン首相が率いる社会民主党と国民党の大連立政権である。

なお、戦後、1945-1947 年、1966-1987 年、2000-2007 年を除き、大連立政権がとられている。

2. 議会の構成

議会は、下院(国民議会 Nationalrat)及び上院(連邦参議院 Bundesrat)からなる。
(1) 定数・任期

- <下院> 定数は 183。任期は 5 年であるが解散がある。
- <上院> 定数は現在62であるが固定的でなく、通常10年に一度行われる国勢調査の結果に基づき、大統領が各州の人口に応じて各州の議席数(最少3議席~最多12議席)を決定する。任期は、選出を行う各州議会の議会期に応じて5~6年。
- (2) 選挙制度
- <下院> 比例代表制。被選挙権年齢は18歳以上。選挙権年齢は16歳以上。
- <上院> 間接選挙制。各州議会がその会派別議席数に応じて選出。
- (3) 会派別議席数

2011年10月現在の会派別議席数は、次のとおりである。

10 /1 /2 1 /1 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2					
	下院	上院			
社会民主党	57	22			
国民党	51	27			
自由党	36	9			
緑の党	20				
オーストリア未来同盟	16				
無所属	3	4			
合計	183	62			

※連邦会議

連邦大統領の宣誓や大統領を訴追するか否かの議決、及び宣戦の議決等のため、下院と 上院は、下院の議場において公開の合同会議を連邦会議として開催する。

3. 会期制度

下院の立法期は、その最初の集会の日から起算して5年である。通常会は、大統領が招集し、9月15日以降から翌年の7月15日以前までの期間を会期とする。

政府、3分の1の下院議員又は上院の要求があれば、大統領は、臨時会を招集しなければならない。選挙後最初の会議は、大統領により選挙後30日以内に招集される。

上院には、会期や立法期はなく、常に活動している。

4. 議長・副議長等

下院では、議長、第2議長及び第3議長が置かれる。これら議長を書記役議員5名及び 秩序維持役議員5名が補佐する。議事運営は、議長、第2議長、第3議長及び各会派の長 からなる議長会議で決定される。上院では、議長及び副議長2名が置かれる。これら議長・ 副議長を書記役議員4名及び秩序維持役議員2名が補佐する。議事運営は、議長、副議長 及び各会派の長からなる議長会議で決定される。

付:立法における両院関係

立法においては、下院が優越する。

下院を通過した法案は上院に送付される。上院は修正権を有さず、上院が法案の送付を受けてから8週間以内に下院に対し文書で異議を申し立てない場合には、法案はそのまま認証され公布される。上院が異議を申し立てた場合には、法案は、下院で再可決されれば、認証され公布される。

なお、下院の議事手続や解散、財政関係の法案や国有財産等に関する法案については、 上院は異議を申し立てることができない。また、憲法的法律又は通常法律中の州の立法若 しくは執行を制限する憲法的規定については、上院議員の2分の1が出席し、かつ投票の 3分の2の賛成による上院の同意を要する。

参考文献

- ・オーストリア議会ホームページ<http://www.parlinkom.gv.at/>
- ・阿部照哉・畑博行『世界の憲法集 第三版』有信堂, 2005
- ・国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の憲法事情-2-』平成 14 年 7 月(調査資料 2002-2)
- · 『世界年鑑 2011 年版』共同通信社, 2011
- ・三輪和宏「諸外国の下院の選挙制度(資料)」『レファレンス』671号, 2006.12
- ・三輪和宏「諸外国の上院の議員定数配分 -憲法の規定を中心として- (資料)」『レファレンス』691号, 2008.8
- ・齋藤純子「【オーストリア】 [短信] 選挙権年齢の 16 歳への引下げ」 『外国の立法』 2007.7.10 (事務用資料)
- · Wolfgang Ismayr (Hrsg.) , Gesetzgebung in Westeuropa: EU-Staaten und Europäische Union, VS Verlag, 2008
- Wolfgang Ismayr (Hrsg.), Die politischen Systeme Westeuropas, 4.,aktualisierte und überarbeitete Auflage, VS Verlag, 2009
- 新聞各紙